



# まなびや



この測量舎通信「まなびや」は当社の社員向けに発行しているものです。

第86号 平成27年2月28日

発行：株式会社 測量舎

〒130-0021

東京都墨田区緑1-24-5 4F

TEL：03（3846）1437

FAX：03（3846）1416

E-mail：tokyo@sokuryousha.jp

URL：http://www.sokuryousha.co.jp

## <今月のことば>

スピードは実力である！



<「お陰さま」 by 高橋一雄 >

### 第134話 究極のプレゼント

究極のプレゼント、それは、贈られる人にとって最も価値のあるものです。あなたにとって最も価値のあるものとは何ですか？

価値基準は人によってさまざまです。その人が置かれた状況によっても変わります。宝石や貴金属と考えた人でも、砂漠の真ん中で水筒の水が無くなってしまったら、自分の全財産を叩いても水が欲しいと思うのではないのでしょうか？この場合、最も価値のあるものは、水ではありません。世界で一つしかない、あなたの命です。水は命をつなぐための手段です。命など惜しくないと言う人でも、「命」は一つしかありません。

最も価値があるとは言っても、命のプレゼントは出来ません。しかし、命を寿命と考えると、同じ価値があるものがあります。それは「時間」です。時間はプレゼントすることが出来ます。例えば、結婚です。「身も心もあなたに捧げます」と言う人がいますが、「あなたに私の時間をプレゼントします」ということと同じです。

また、ビジネスでは納期を守ることは当然ですが、納期より早く納品することは、相手に余裕という時間をプレゼントすることです。「スピードは最高のサービス」と言われる所以もここにあります。プレゼントを頂くと嬉しいものです。究極のプレゼントは尚更です。お客様に喜んでもらう商売の原点は、「時間」をプレゼントすることではないのでしょうか。

平成27年2月

\* バックナンバーは弊社ホームページ「測量舎通信」をご覧ください。

## ～・～・～ 2月の出来事 ～・～・～

### <個人別売上・入金順位>

売上トップ 佐藤さん

入金トップ 佐藤さん

社長より報奨金が贈られます。

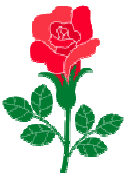


### <トップ賞>

月間MVP 佐藤さん

ポイント賞 佐藤さん

社長より報奨金が贈られます。



### <早朝勉強会> (自由参加)

3日(火), 10日(火), 17日(火),  
24日(火)の午前7:45～8:30に  
早朝勉強会が開催されました。

テーマは「測量作業手順の解説」でした。

### <高橋さんが講師を務めました>

2月7日(土)にNPO法人相続アドバイザー協議会様主催の相続アドバイザー養成講座で第13講座の講師を務めました。タイトルは「相続と測量」でした。

### <コラム掲載のお知らせ>

高橋さんが三井不動産レッツ様のホームページにてコラムを連載しております。みなさん、是非ご覧ください。

<http://www.mitsuihudosan.co.jp/lets/index.html>



### <富士山測り隊 YouTube 掲載>

富士山測り隊の活躍ぶりを  
YouTube に掲載しています。

第19次富士山測り隊まで  
掲載していますのでぜひご覧下さい。

<http://www.youtube.com/user/sokuryousha>





## <今月の社員>



大橋さん

先日第9回東京マラソンが開催されました。今年はずれてしまったのですが、うちにもマラソン好きが一人居まして。。。過去2回程出場しております。その度応援に行くのですが、昨年出た時のお話。

前日までのエントリー時に配られる計測チップを靴に装着して走るの、今どこら辺を走っているか携帯で検索することが出来ます。時間を見計らって応援に行くことが出来るので、こちら側も楽です。

浅草の折り返し地点の1キロ位手前に待機するので、行きと帰りで2回声をかけることが出来ます。しかし、東京マラソンはすごい人数なので見つけるのも大変です(^\_^;)

仮装して走っているランナーを見て楽しんでいる間に、大概走っている本人の方が私達を見つけ手を振って走り去って行きます。東京の景色を見ながら走るのはとても楽しいそうで、私もいつか。。。とは思っても、もう走れませんので(汗) これからも応援に徹します(笑) どうかホノルルマラソンに出てくれないかななんて密かに思っています。

この時にとっても感動したことがありまして。私達が応援している前にはロープが張ってありその前に、ゴミ袋を持ったボランティアの若い女の子が立っていたのですが。。。彼女がずっと笑顔でランナー一人ひとりに声援を送っているのです。本当に休むことなくずっと声援を送っている彼女になんだかウルツとして、私は帰り際に「応援頑張ってるね」と声をかけずにはいられませんでした。そしたら笑顔で「ありがとうございます」と。。。この日、走った家族よりも、その声援を送り続けていた彼女に感動して帰路についていたことは。。。内緒です(笑)

## ～・～・～ 3月の予定 ～・～・～

### <3月のお誕生日>

10日 中田さん  
30日 山中さんご主人



### <社長と面接> (希望者のみ)

・5日, 12日, 19日, 26日 (毎週木曜日)  
18:15～18:45

### <現場打合わせ> (チーム長以上参加)

・2日, 9日, 16日, 23日, 30日 (毎週月曜日)の18:30～です。

4月は6日, 13日, 20日, 27日 (毎週月曜日)の18:30～です。

### <社長と飲み会> (自由参加)

・27日(金) 18:30～20:30  
3月の社長と飲み会は「お花見」です。



4月は11日(土) 18:30～です。

### <特別社内研修> (全員強制参加)

・3月21日(土) 9:30～社内研修  
13:00～大掃除  
16:00～測量舎道場の予定です。  
4月は11日(土) 9:30～です。

### <早朝勉強会> (自由参加)

・3日, 10日, 17日, 24日, 31日(毎週火曜日)の午前7:45～8:30です。

テーマは「測量作業手順の解説」です。

4月は7日, 14日, 21日, 28日 (毎週火曜日)の午前7:45～です。

### <編集後記> 山中 律子

チラホラと花粉が飛んでいるという声を聞くようになりました。喉の痛みが治まらず、花粉症の疑いが出てきましたが、認めたくないの、うがいをこまめににして誤魔化しています。





## < 相続の学校 >

専任講師 : 高橋 一雄

前回のシャベル勧告に「遺産課税方式」が出てきましたが、それについて少し説明をします。相続税の課税方法には「遺産課税方式」と、「遺産取得課税方式」があります。日本の相続税は、1905年（明治38年）から1949年（昭和24年）までは「遺産課税方式」が採用されていました。1950年（昭和25年）以降は「遺産取得課税方式」が採用されています。

「遺産課税方式」とは、日本には家督相続の習慣があったため、被相続人の遺産全体を課税物件として課税するもので、財産税の性質を持っています。一方「遺産取得課税方式」は、相続人やその他の者が、相続または遺贈によって取得した財産に対して課税するもので、所得税の補完税としての性質を持っています。

\*\*\*\*\*

### 第3話 シャウプ勧告

シャウプ勧告とは、アメリカの財政学者カール・シャウプ博士を団長とする日本税制使節団（シャウプ使節団）が、1945年（昭和24年）8月と1950年（昭和25年）9月に、連合国軍最高司令官マッカーサーに提出した、日本の税制改革に関する報告書の通称です。

シャウプ使節団は、GHQの要請により1949年（昭和24年）5月に来日しました。日本における長期的・安定的な税制と税務行政の確立を図るために、日本全国を精力的に視察し、4ヶ月という短期間で、膨大な報告書を

まとめ上げました。この報告書の内容は、国税、地方税、税務行政全般にわたり、1950年（昭和25年）の税制改正に大きな影響を与え、現在に至る我が国の税制の基礎となっています。

相続税に関する勧告は、相続税と贈与税の二つの税率の違いによる租税回避を指摘し、また、財産等の継承に対する課税の主たる目的の一つは、根本において、不当な富の集中蓄積を抑制し、あわせて国庫に寄与せしめるとして、相続税と贈与税を統合した、「取得税」を提案しています。

取得税の内容は、遺産と贈与の受領者個人に対する累積税であり、受領する総額に応じて課税する累進税です。長所としては、①租税負担が各相続人により公平に分配されることとなる。②相続税より広範に富を分散することとなる。③相続税と贈与税を組み合わせたものより簡単である。④贈与が生前でも死後でも租税総額には何ら変わりはない。以上の4点を上げています。尚、課税方式は、遺産取得課税方式を支持しています。

シャベル勧告とシャウプ勧告はともに財閥解体後における「富の集中排除」を大きな目的としていますが、課税方式においては大きく違ってきます。

今回は、シャウプ勧告が大きな影響を与えた、昭和25年度の税制改正についてお話しします。

以上





## <不動産登記Q&A> Vol.177

文責 清水孝男（ADR認定土地家屋調査士）  
（測量士・基準点測量1級専門技術者）

Q 土地の表示に関する登記には  
どのようなものがあるのですか？（その2）

### A 2. 土地の表示の変更の登記

土地の表題の登記をしたのちに、その土地の表示の登記事項、①所在、②地番、③地目、④地積、⑤表題部所有者の表示に変更があった場合には、実体と登記の記載を一致させるため、土地の表示の変更の登記をすべきこととなります。しかし、このうち、地番の変更は登記官の専権事項であって、所有者の申請による変更登記ということはありません。

#### ① 土地の所在の変更の登記

土地の所在を特定する基準である行政区画もしくは字が変更し、あるいはその名称が変更した場合には、土地の所在に変更があったこととなります。しかし、この変更は地方自治法上の行政処分であり、いわば公権力によるものなので、これによる変更登記については、関係土地の所有者に申請義務が課せられてはおりません。



登記法上も、土地の所在として記載した行政区画・字またはそれらの名称は、当然に変更したものとみなされます。もともと、当然に変更されたものとみなされるとはいつても、登記上何らかの公示をしておく必要があるので、この場合に登記官は、職権で登記の表紙に、行政区画、字またはその名称の変更があったこと及びその年月日を記載し、従前の記載を変更しておくことになっています。

したがって、土地所有者は、あえて変更登記の申請をする必要はないが、公示の点から考えれば、個々の登記の所在の記載が変更されることが望ましいことは言うまでもないので、必要があるときには、所有者はいつでも土地の所在の変更の登記を申請することができます。

